平成２１年（フ）第８４号
埼玉県八潮市緑町２丁目３番地４
破産者　金津　億士
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目８番11号
破産者　上原多津子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６７号
神奈川県相模原市相生１丁目２番22号
破産者　田畑富士雄
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４号
石川県羽咋市粟生町ユ89番地７
破産者　川嶋　　聡
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第８２４号
岐阜県大垣市島町764―１、住民票上の住所岐阜県本巣市神海419番地
破産者　小沢惠美子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成１９年（フ）第２０１号
岐阜県大垣市浅草１丁目373番地
破産者　大角　教通
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
静岡市葵区牧ケ谷2091番地の２プログレス203号、旧住所静岡市葵区堤町914番地の218
破産者　八木　將人
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９７号
静岡市駿河区東新田４丁目１番３―107号
破産者　杉本惠美子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０７号
静岡県浜松市東区半田町1207番地
破産者　高林　寛兒
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４号
滋賀県東浅井郡虎姫町大字酢31番地、前住所滋賀県長浜市八島町571番地
破産者　多賀　　真
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２０年（フ）第１９０８号
京都市右京区鳴滝本町130番地の９
破産者　礪波　敦行
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
京都市南区西九条豊田町35番地の23
破産者　大野　　清
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８７号
京都市下京区室町通五条上る坂東屋町276番地　アベルティ室町五条801号室
破産者　藤井　万成
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２―７―701
破産者　清水加代子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
奈良県大和郡山市九条町576番地75、申立時の住所奈良県大和郡山市九条町247番地１プレステ壱番館108号
破産者　奥田　幹人
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１９５号
鳥取県米子市両三柳768番地13
破産者　佐藤　節夫
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４９６号
広島市佐伯区美の里１丁目９番18―313号
破産者　大友　正義
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６８４号
鹿児島県鹿屋市上谷町１番６号
破産者　中附　純郎
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４７４号
大分市勢家町２丁目１番26号　後藤ビル201、開始決定時の住所大分市大字津守1254番地の12
破産者　武生　純子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係